

学校等欠席者・感染症情報システムオンライン研修会

学校保健について

初等中等教育局 健康教育・食育課

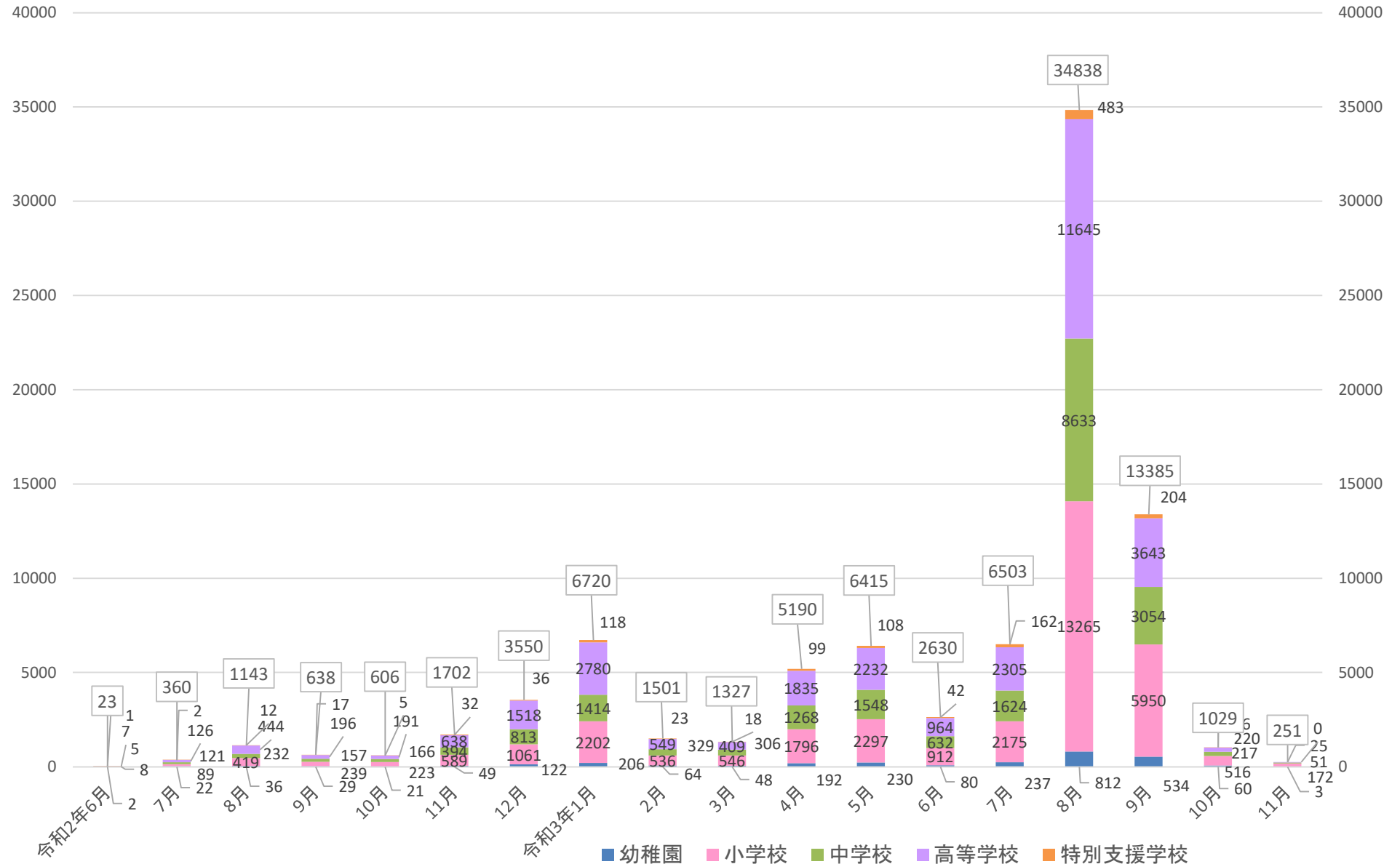
令和3年12月23日

新型コロナウイルス感染症への 対応について

学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況

(※令和2年6月1日から令和3年11月30までに文部科学省に報告があった情報を基に作成)

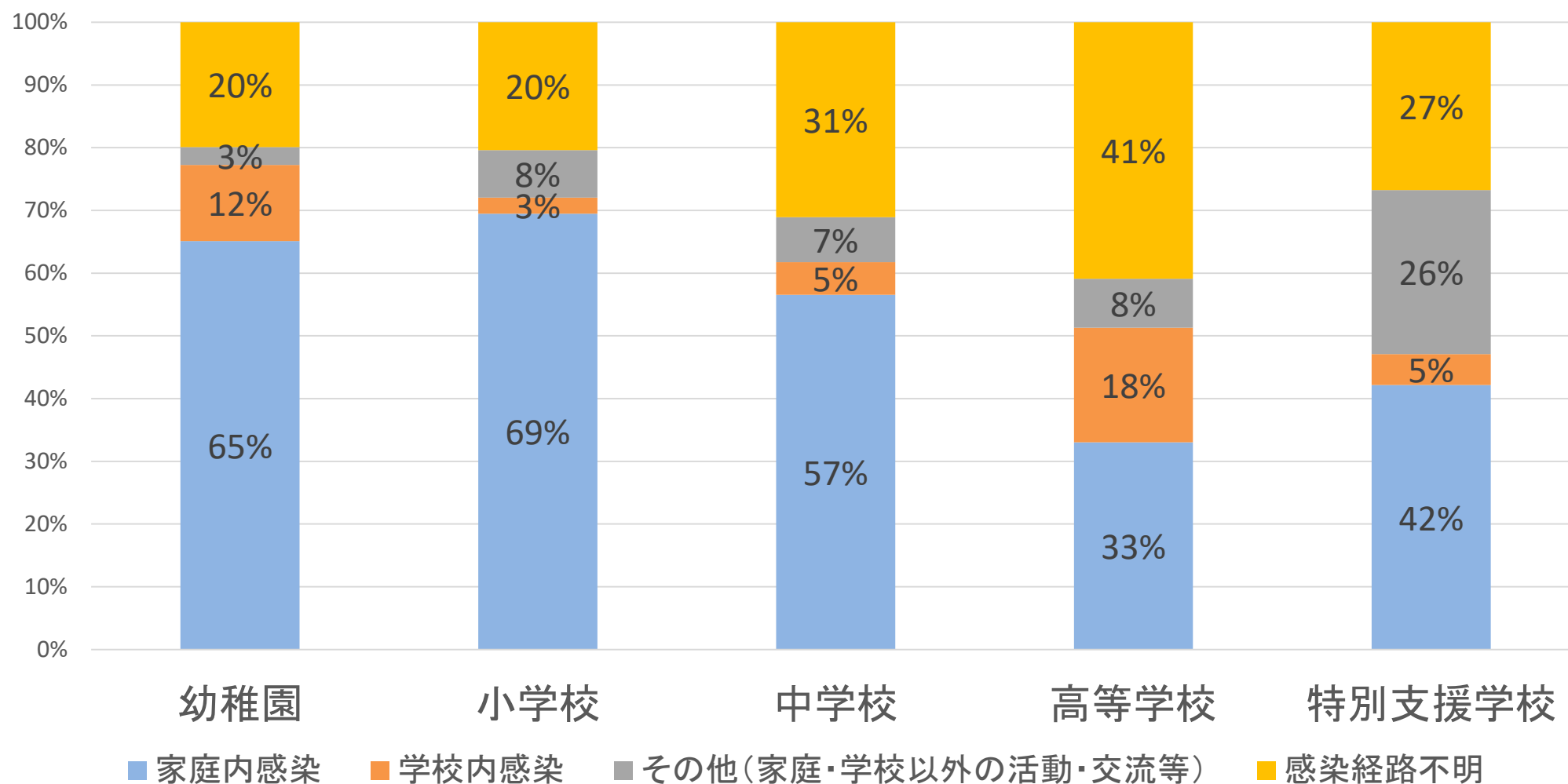
1. 児童生徒等感染者の推移



※陽性判断日で月ごとに集計

※陽性診断日、学校種について報告のないものは含めていない

2. 児童生徒等の感染経路

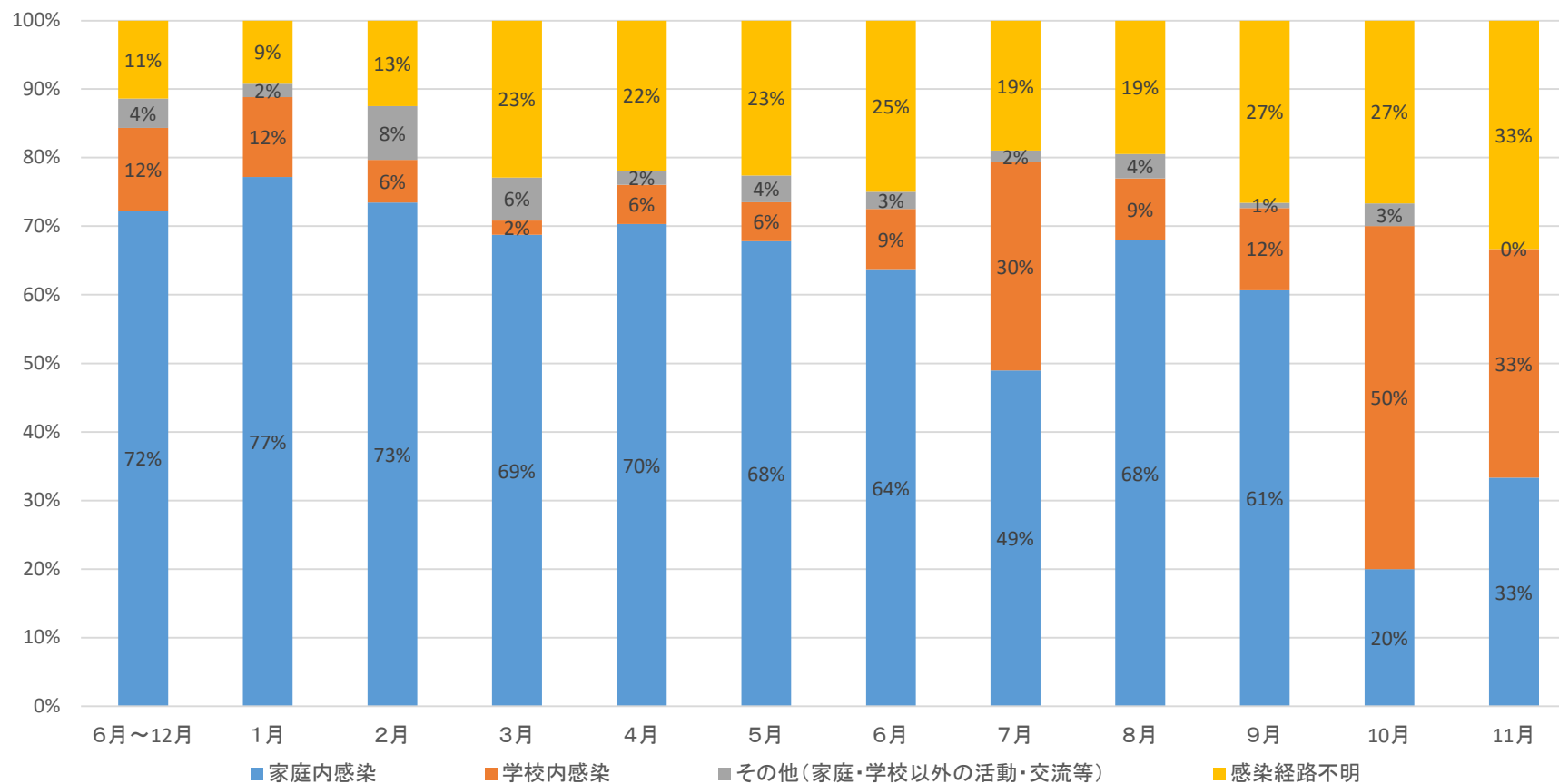


※学校種、感染経路について報告のないものは含めていない

3. 学校種別感染経路の推移

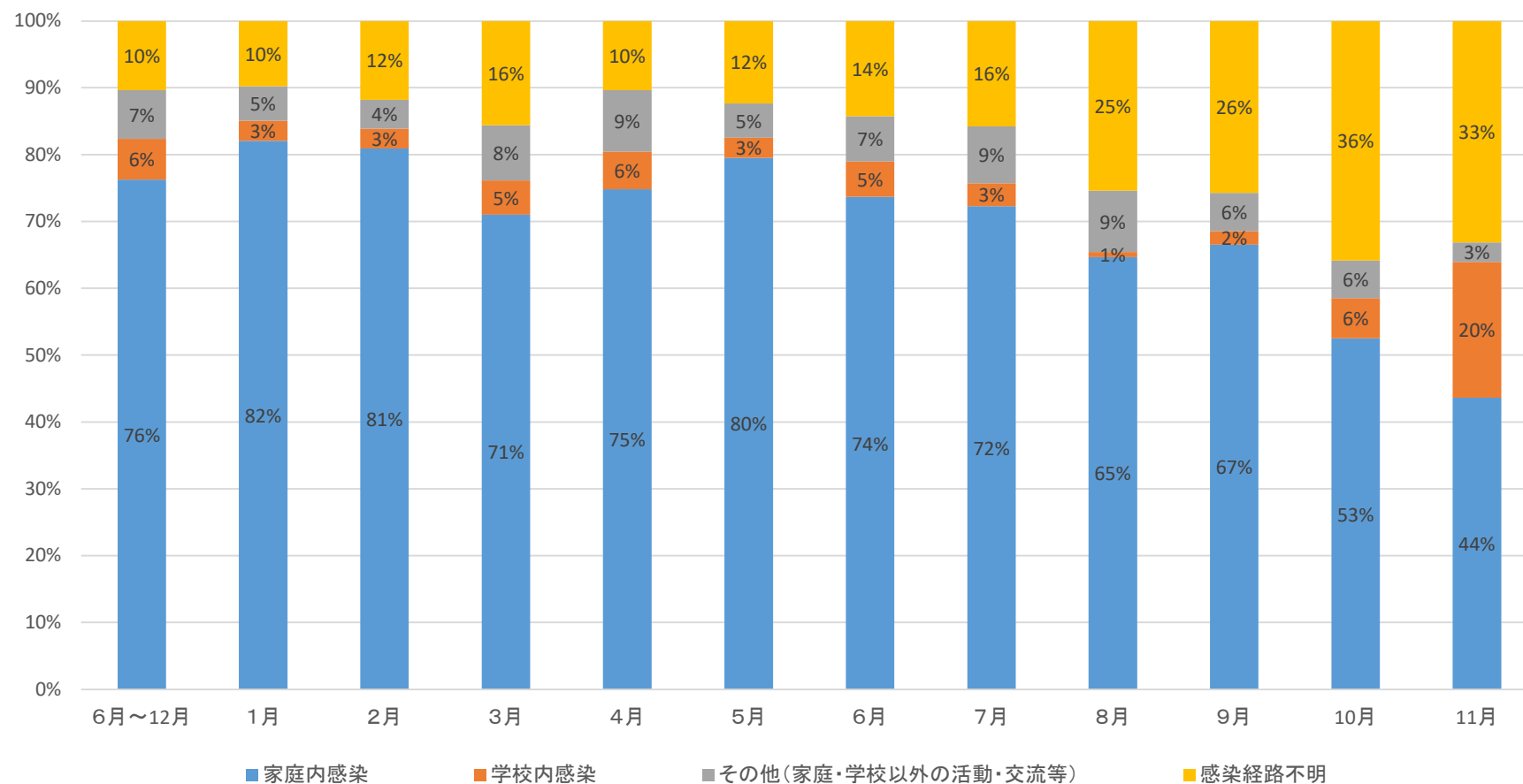
(※陽性判断日、学校種について報告のないものは含めていない)

幼稚園の園児



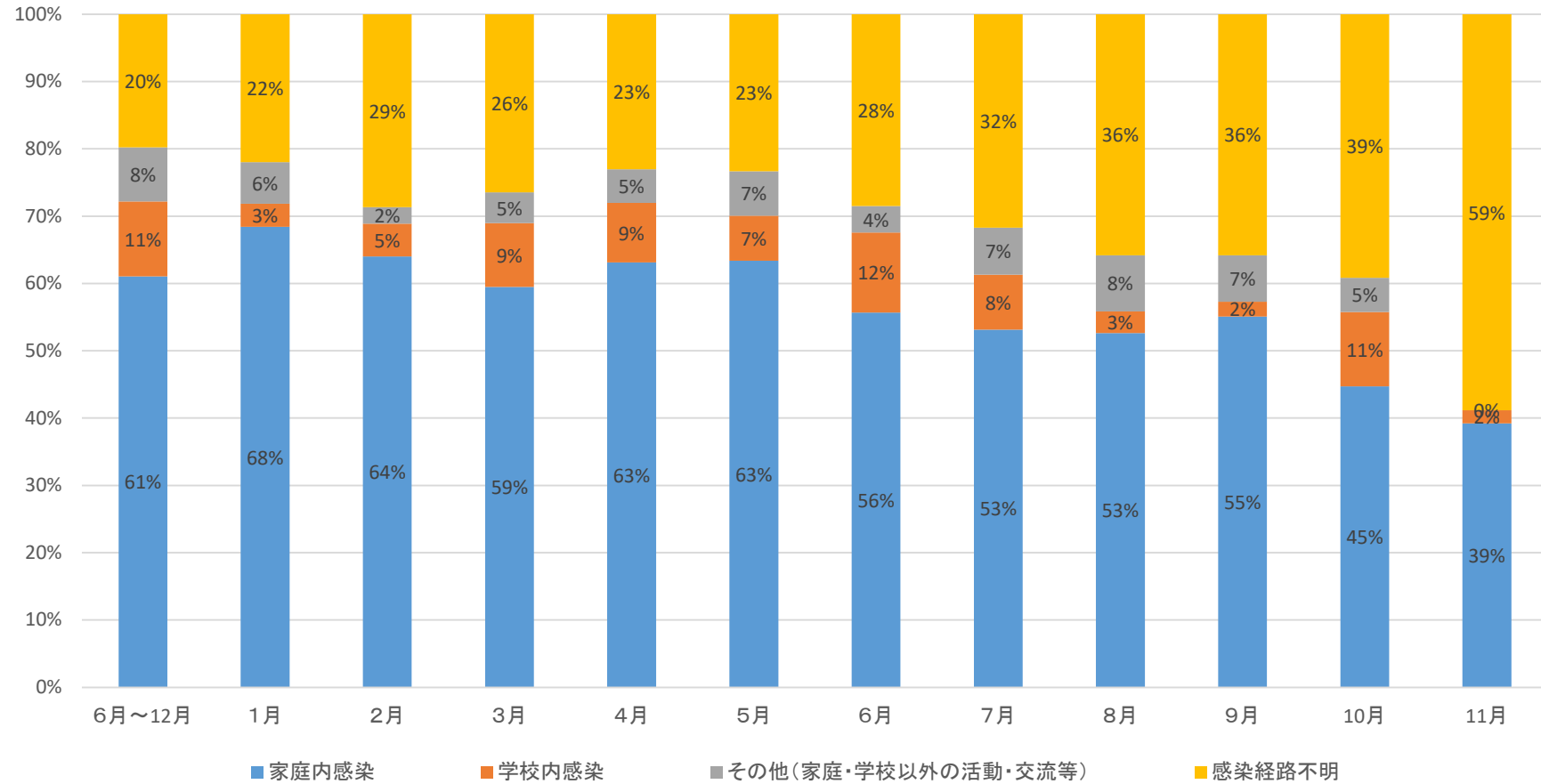
幼稚園	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭内感染	203	159	47	33	135	156	51	116	552	324	12	1
学校内感染	34	24	4	1	11	13	7	72	73	64	30	1
その他	12	4	5	3	4	9	2	4	29	4	2	0
感染経路不明	32	19	8	11	42	52	20	45	158	142	16	1
合計	281	206	64	48	192	230	80	237	812	534	60	3

小学校の児童



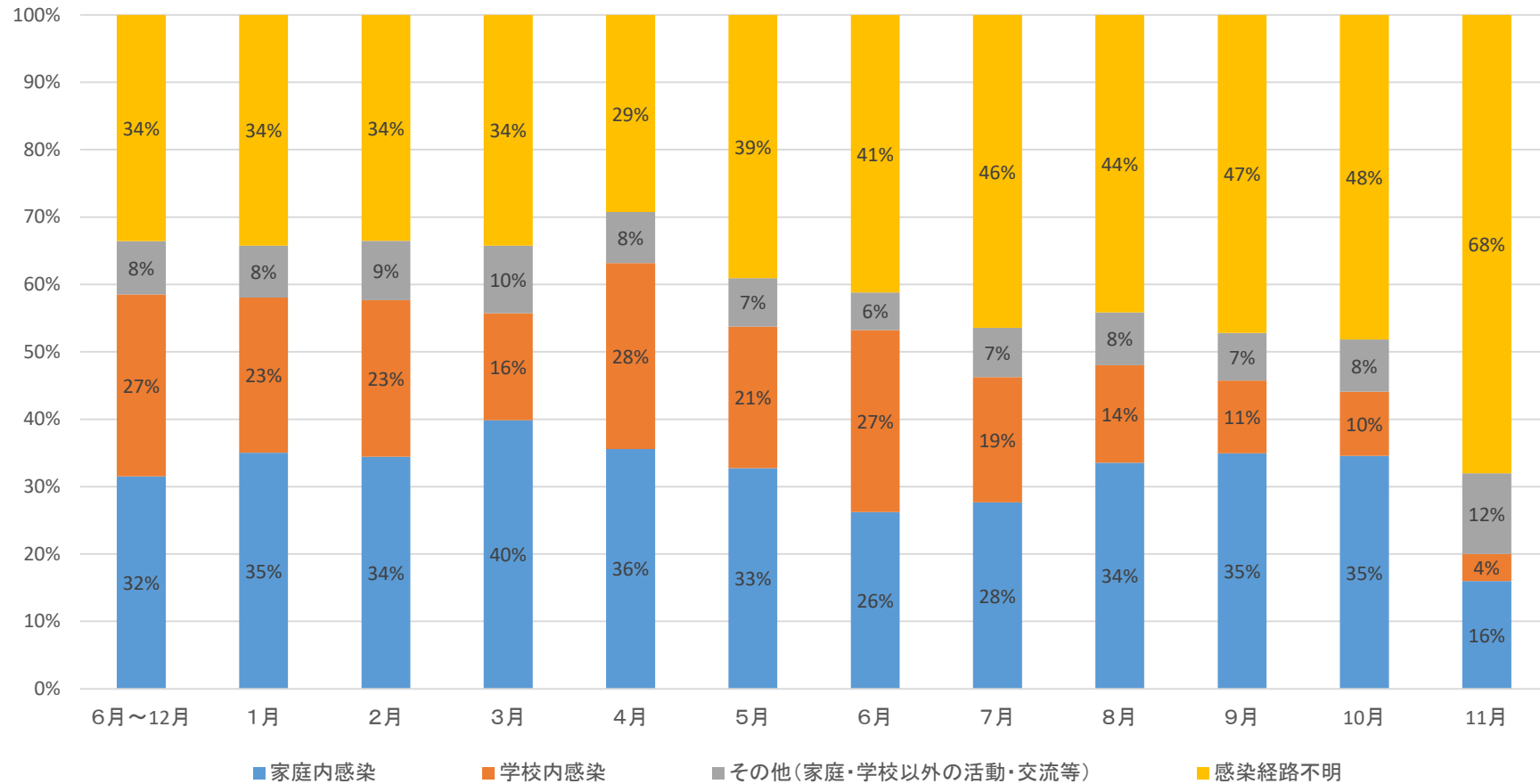
小学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭内感染	2,025	1,802	432	387	1,344	1,827	672	1,572	8,577	3,959	271	75
学校内感染	162	66	16	28	101	69	48	75	101	120	31	35
その他	194	113	23	45	165	117	62	185	1,220	341	29	5
感染経路不明	275	215	63	85	186	284	130	343	3,368	1,530	185	57
合計	2,656	2,196	534	545	1,796	2,297	912	2,175	13,266	5,950	516	172

中学校の生徒



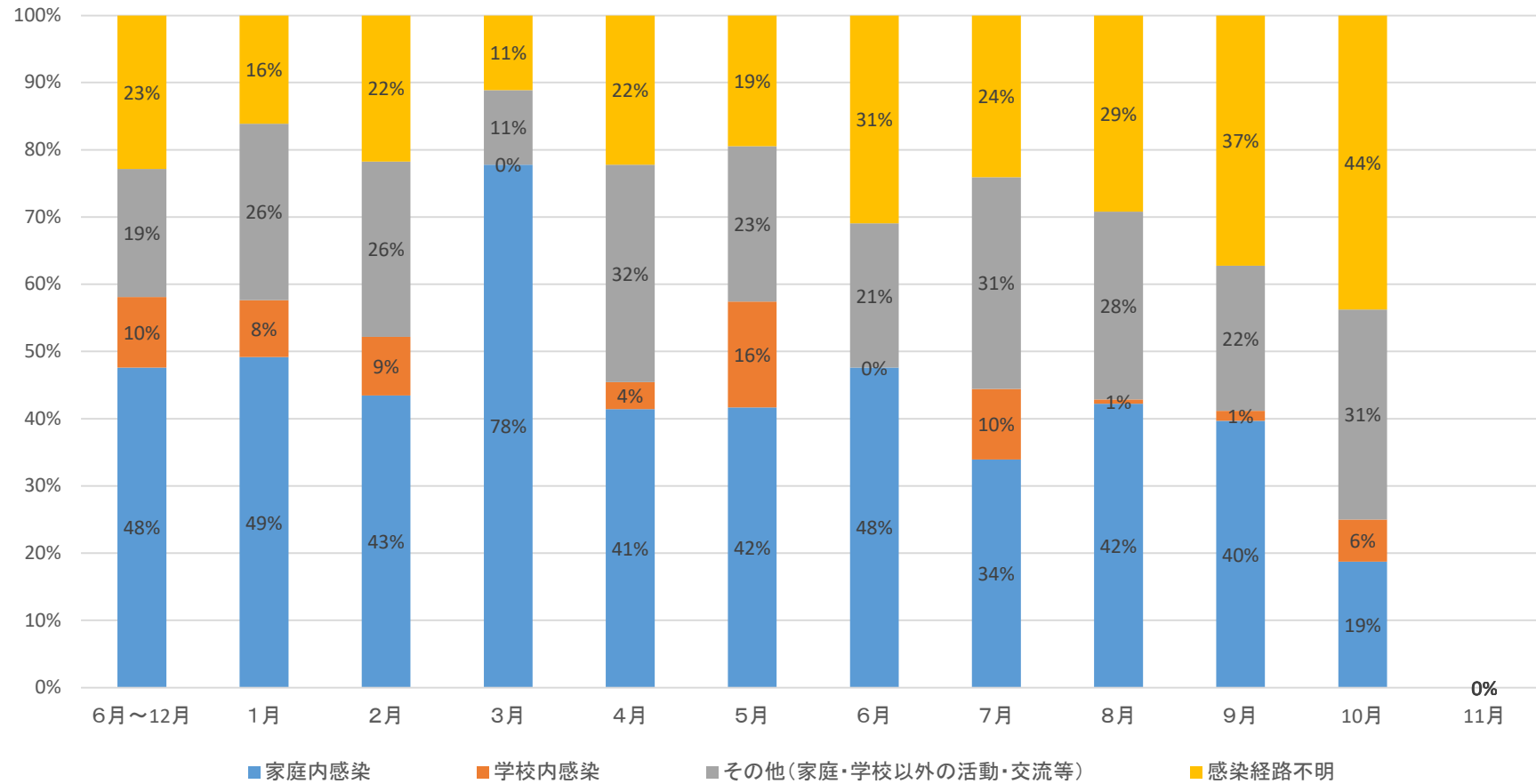
中学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭内感染	1,131	962	211	182	800	981	352	864	4,546	1,683	97	20
学校内感染	206	48	16	29	112	104	75	133	278	67	24	1
その他	149	87	8	14	63	102	25	113	721	210	11	0
感染経路不明	366	309	94	81	292	361	180	515	3,090	1,094	85	30
合計	1,852	1,406	329	306	1,267	1,548	632	1,625	8,635	3,054	217	51

高等学校の生徒



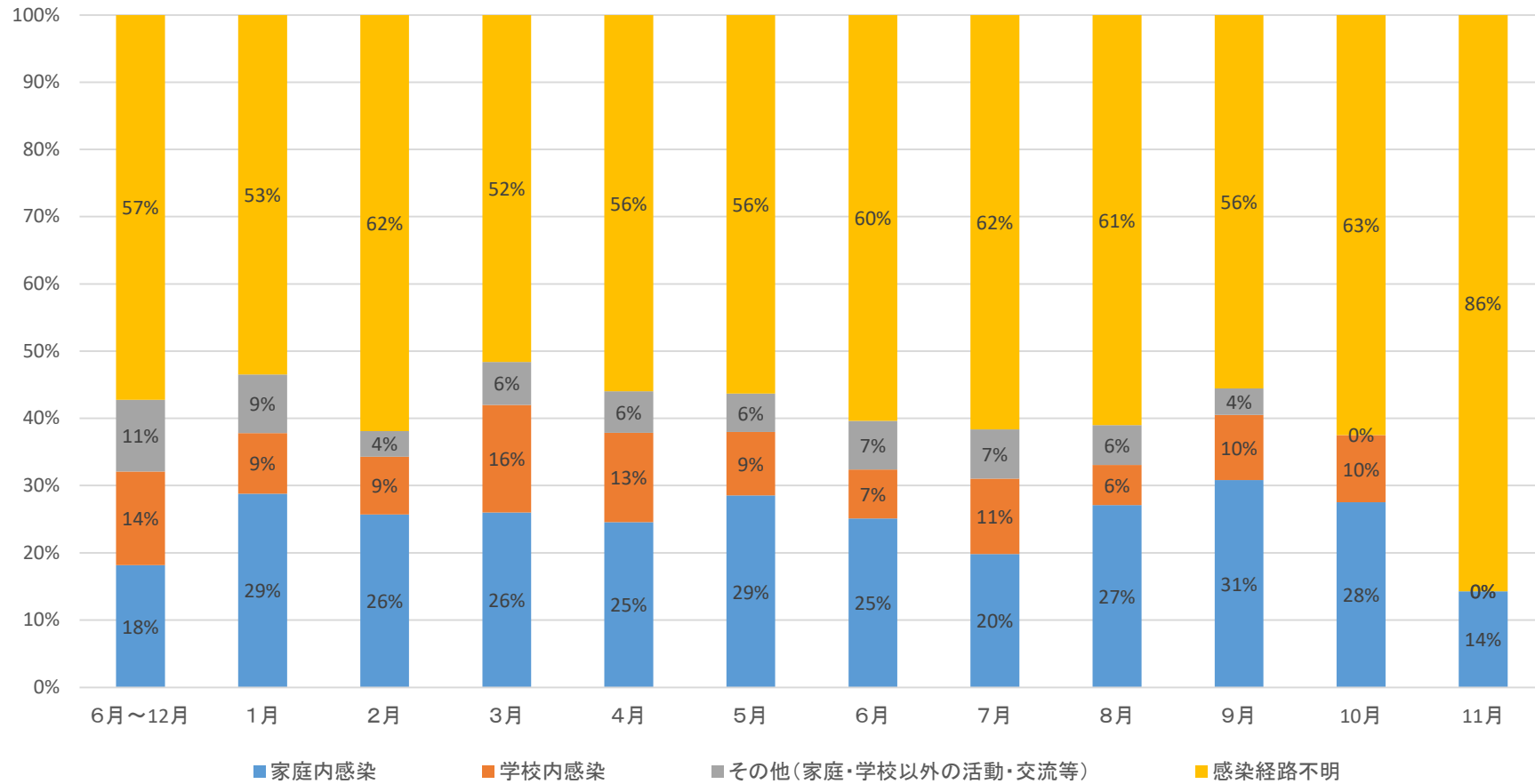
高等学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭内感染	981	969	188	163	653	731	253	638	3,885	1,273	76	4
学校内感染	841	637	127	65	506	468	260	428	1,678	393	21	1
その他	247	214	48	41	139	161	54	169	904	258	17	3
感染経路不明	1,045	947	183	140	537	872	397	1,070	5,112	1,719	106	17
合計	3,114	2,767	546	409	1,835	2,232	964	2,305	11,579	3,643	220	25

特別支援学校の児童生徒等



特別支援学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭内感染	50	58	10	14	41	45	20	55	204	81	3	0
学校内感染	11	10	2	0	4	17	0	17	3	3	1	0
その他	20	31	6	2	32	25	9	51	135	44	5	0
感染経路不明	24	19	5	2	22	21	13	39	141	76	7	0
合計	105	118	23	18	99	108	42	162	483	204	16	0

教職員



教職員	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭内感染	218	268	54	65	168	205	69	138	657	172	11	1
学校内感染	167	84	18	40	91	68	20	78	145	54	4	0
その他	128	81	8	16	42	41	20	51	143	22	0	0
感染経路不明	687	498	130	129	383	405	166	429	1,480	310	25	6
合計	1,200	931	210	250	684	719	275	696	2,425	558	40	7

同一の学校において複数の感染者が確認された事例の状況

※令和2年6月1日～令和3年10月31日までに文部科学省に報告があった情報を基に作成

＜表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例＞

学校種	発生件数	感染者数									
		2人		3人以上5人未満		5人以上10人未満		10人以上20人未満		20人以上	
小学校	3,504	1,307	37%	1,150	33%	853	24%	167	5%	27	1%
中学校	2,601	968	37%	832	32%	590	23%	181	7%	30	1%
高等学校	3,462	1,144	33%	936	27%	771	22%	429	12%	182	5%
特別支援学校	246	98	40%	78	32%	51	21%	17	7%	2	1%
合計	9,813	3,517	36%	2,996	31%	2,265	23%	794	8%	241	2%

※複数の感染者が同時期に確認されたものをいう。ただし、それぞれの家庭内で感染した児童生徒が同一学校にいる場合などを除く。

10人以上の感染者が確認された事例の分析

<表 10人以上の感染者の発生状況>

※令和3年8月1日から10月31日までに文部科学省に報告があったもの

※10人以上の感染者が発生した学校について、感染者のうち最も早い陽性診断日で「8月」または「9月・10月」に計上

令和3年8月

学校種	10人以上の感染者が発生した校数	考えられる感染の場面（※重複あり）						不明
		学級・学年等	部活動	寮	職員室	放課後児童クラブ・デイサービス等	その他	
小学校	116	3	—	—	—	34	4	75
中学校	93	3	9	—	—	—	18	65
高等学校	268	16	75	11	4	—	10	171
特別支援学校	11	1	—	—	—	6	—	4
合計	488	23	84	11	4	40	32	315

令和3年9月・10月

学校種	10人以上の感染者が発生した校数	考えられる感染の場面（※重複あり）						不明
		学級・学年等	部活動	寮	職員室	放課後児童クラブ・デイサービス等	その他	
小学校	5	2	—	—	—	—	1	2
中学校	2	1	—	—	—	—	1	—
高等学校	11	4	6	1	—	—	1	3
特別支援学校	0	—	—	—	—	—	—	—
合計	18	7	6	1	0	0	3	5

抗原簡易キットの活用の推進

抗原簡易キットの活用

- ✓ 新型コロナウイルス感染症が学校内で発生した場合、早期に発見・対応する観点から、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対して、抗原定性検査を簡便に実施できるキット（抗原簡易キット）を配布。

（活用方法例）

- ・保健室等にキットを備え、**出勤・登校後**に新型コロナウイルス感染症の**初期症状（咳、のどの痛み、発熱等）を訴える教職員や児童生徒**（小学校４年生以上）に対して検査を実施
- ・**部活動等の課外活動を引率する教職員**のうち、咳、のどの痛み、発熱等の症状がある者に対して検査を実施

※ 児童生徒については、体調不良時はすぐに帰宅し、医療機関を受診するよう指導することを前提に、補完的に使用。

※ 被検査者本人が検体を採取し、教職員が感染対策に留意しつつ防護措置を講じた上で立ち会う。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」
(令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

<現状>

<緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域>

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・ 設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・ 感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・ 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
設置者は上記リストを保健所へ提供。
上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校において感染者が発生した場合の臨時休業の判断について

把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合には、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合
- （※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）
- 学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.7（令和3年11月22日改訂）

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 本マニュアルで示す行動基準を参考としつつ、「新しい生活様式」の実践と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図ることによって、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル（※1）	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思活動）	分科会提言との対応（※2）
レベル3	できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定	レベル4（避けたいレベル） レベル3（対策を強化すべきレベル）
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	感染リスクの低い活動から徐々に実施 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底	レベル2（警戒を強化すべきレベル）
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施	レベル1（維持すべきレベル） レベル0（感染者ゼロレベル）

（※1）どの感染レベルに該当するかは、分科会提言との対応を参考としつつ、児童生徒等及び教職員の生活圏や地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断。

（※2）「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症分科会）

2. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

- 基本的な感染症対策の徹底（発熱等の風邪症状がある場合には登校しないこと（レベル2・3の地域では同居家族に風邪症状がある場合にも登校しないこと）、手洗い、咳エチケット、換気、通常の清掃活動の中でのポイントを絞った消毒等）及び集団感染リスクへの対応（感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離の確保、十分な身体的距離がとれない場合のマスク着用等）
- 変異株についても、従来株と変わらず、「3つの密」の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨。
- ワクチンの効果は100%ではないため引き続き感染予防対策を継続する必要。ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。
- 感染不安等を理由とした地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する。また、学校で感染者が発生した場合、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等は、感染が広がっているおそれのある範囲に応じ、学級・学年単位、または学校全体を臨時休業することが考えられるが、これ以外の場合は、学校教育活動を継続する。

3. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

■各教科等について

- 児童生徒が長時間近距離で対面形式となる「グループワーク」、室内での近距離での「合唱」、近距離での「調理実習」、「密集する運動」など「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、レベル3の地域では行わない。レベル2の地域ではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。レベル1では適切な感染症対策を行った上で実施。
- 体育などの運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動、用具の準備や後片付けなど、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用。

■給食等の昼食をとる場面

- 前後の手洗いの徹底のほか、会食時には飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等。高校で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面でも注意が必要。歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。

■図書館

- 図書館利用前後の手洗いを徹底し、図書館内で密集が生じないよう配慮した上で貸出機能を維持。

■部活動

- レベル3地域ではなるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。密集する運動や近距離で接触する活動は行わない。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施を検討。レベル1では可能な限り感染症対策を行い実施。
- 緊急事態宣言対象区域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限。また、部活動終了後の生徒同士での食事を控えるよう徹底。

■登下校

- 登下校時間帯の分散等、集団登下校を行う場合やスクールバス乗車中に「3つの密」を避けること。
- 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクをすることによる熱中症のリスクから、人と十分な距離が確保できる場合、マスクを外すよう指導。

■寮や寄宿舎

- 居室や共用スペースにおける活動場所ごとの感染症対策や、平時からの体温測定や健康観察等の実施。
- 発熱等の症状があるものを隔離し、主要症状が消退した後2日を経過するまで部活動や寮生活等の集団活動に参加させないようにする。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、個室に隔離し、共用スペースを使用させない等の対応を実施。

新型コロナワクチンと学校教育活動

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、接種を受けることが勧められている。

令和3年11月現在において、日本において薬事承認されているファイザー社及び武田／モデルナ社の新型コロナワクチンの対象は満12歳以上とされており、教職員及び対象年齢の児童生徒は接種を受けることができる。特に、教職員の安全を確保するとともに教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要。新型コロナワクチンを接種することで発症だけでなく感染を予防する効果も示唆するデータが報告されているが、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要がある。

学校教育活動における留意点について

新型コロナワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられる。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにする必要がある。もしくは、PCR検査等の結果を活用することも考えられる。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があるが、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要がある。

令和4年度 概算要求等について
学校保健の推進と感染症対策の充実

概要

感染症リスクを可能な限り低減し、子供たちの学びを着実に継続させるため、学校における感染症対策に資する支援を行うほか、学校等欠席者・感染症情報システムの充実や学校健康診断情報の本人への提供（PHR）の推進、脊柱側弯症検診に関する調査研究等、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への取組等を通じて学校保健を一層推進する。

感染症対策の充実

1 学校における感染症対策の支援（事項要求）

[令和2年度第3次補正予算額 30,968百万円]

- 各学校において感染症対策を徹底する上で継続的に必要となる消毒液や保健衛生用品等の整備等に必要な経費を補助
-対象校種 国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 -補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10
- 特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援
-対象校種 国公立の特別支援学校 -補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10



2 学校等欠席者・感染症情報システムの充実（37百万円）

[前年度予算額 222百万円]

- 新型コロナウイルス感染症にも対応した学校等欠席者・感染症情報システム（※）と各学校の統合型校務支援システムとの連携に係る本格運用を推進し、より効率的で精度の高い感染状況等の把握を実現【日本学校保健会補助（定額補助）の内数】 ※平成25年より日本学校保健会が運営

学校保健の推進



1 学校健康診断情報の本人への提供（PHR）の推進（514百万円）

[前年度予算額 155百万円]

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進という方針を踏まえ、校務支援システムを導入している学校について、令和4年度からマイナポータルを通じて学校健診情報を本人へ提供することを本格実施できるよう、PHRサーバーを構築【委託先：1団体（民間団体等）】
- 校務支援システム未導入の学校においても、学校健診情報を電子化し、マイナポータルを通じた本人提供を可能にするための実証事業を実施【委託先：1団体（民間団体等）】

2 児童生徒の近視実態調査事業（60百万円）

[前年度予算額 42百万円]

- 視力低下が進行する時期に当たる小中学生を対象に、近視の実態やライフスタイルとの関連を調査し、児童生徒の視力低下を防止するための対策を検討【委託先：1団体（民間団体等）】
- 令和4年度調査においては、令和3年度事業で調査対象者であった中学校卒業者についても追跡調査を行い、縦断的に状況を把握



3 その他の学校保健推進事業

- (1) がん教育総合支援事業（32百万円） >>> 外部講師を活用したがん教育の取組を支援・先進事例の紹介等を実施【委託先：1団体（民間団体等）】

[前年度予算額 32百万円]

- (2) 脊柱側弯症検診に関する調査研究（13百万円） >>> 学童期における脊柱側弯症を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に係る調査研究を実施【委託先：1団体（民間団体等）】

[新規要求]

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

学校等における感染症対策等支援事業（R3補正） FAQ



文部科学省

Q1

令和2・3年度の学校教育活動継続支援事業の交付を受けています。学校等における感染症対策等支援事業にも申請できますか。

学校教育活動継続支援事業において、既に満額の交付決定を受けている学校設置者も、**本事業に新たに申請することが可能**です。

1校当たりの補助限度額については、これまで交付を受けているか否かにかかわらず**本事業の実施要領に定める満額**を申請いただけます。

Q4

消毒のため、設置者が非常勤職員を雇用した経費を対象にできますか。

本事業の対象となる経費は、「消耗品費、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費」であり、**人件費や光熱水費は補助対象経費となりません**。

ただし、設置者が外部の業者や関係団体に依頼し、校舎消毒のための人員を派遣してもらう場合等、**委託費として支出したものであれば対象**にできます。

Q6

この事業は令和3年度補正予算ですが、令和4年度にも活用できますか。

本事業は**繰越明許費の対象事業として補正予算案に計上**しているため、翌債及び明許繰越の対象になり得ます。

したがって、やむを得ず年度内の交付申請手続きが困難な場合には、令和4年度においてもこの事業が活用できるよう**文部科学省において予算の繰越（本省繰越）を行う予定**です。

なお、各設置者等が令和3年度分として交付決定を受け、やむを得ない理由により物品の受領や支払い等が令和4年度になる場合は、必ず**各自治体で地方繰越の手続き**を行ってください。

Q2

地方負担1/2について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用できますか。

調整中

Q5

寒さ対策や乾燥対策として、暖房器具や加湿器を購入する経費は対象になりますか。

単なる寒さ対策・乾燥対策ではなく、各学校における感染症対策を実施するにあたり、換気と温湿度管理の両立のため、教室や空き教室等に備える暖房器具であれば対象になります。

各地域や学校等の実情に応じて必要な感染症対策は異なりますので、個々の状況により適切に御判断ください。

Q7

今年度執行中の、学校等における感染症対策等支援事業と一体的に経理を管理してもよいでしょうか。

本事業は、学校教育活動継続支援事業とは別の事業のため、**交付申請や実績報告の手続きにあたってはそれぞれ分けて報告**する必要がありますことから、支出を証明する収支簿や資料等で**明確に分けて管理**しておくことが必要となります。また、本事業に係る支出を行う際は、**支出決議書の摘要欄に「R3補正（公立分）」等記載いただくなど、予算区分と学校種を判別**できるようにしてください。

Q3

いつからの契約が対象になりますか。どのように調達したものが対象になりますか。

本事業予算が閣議決定された**令和3年11月26日以降**の契約からが補助対象となります。また、調達の方法は問いませんので、学校設置者において域内の学校分を一括調達した場合も、学校ごとに購入した場合も、**設置者の予算からの支出ということが確認できれば対象**とできます。ただし、本支援事業は、各地域や学校等の実情に合わせて、学校長の判断で迅速かつ柔軟に感染症対策等を実施することを目的としていますので、各設置者においては趣旨を御理解いただき、**学校ごとの需要を個別に確認した上で手配いただく等、学校現場と十分なコミュニケーションを図った上で効果的に執行**いただくようお願いいたします。

Q8

抗原簡易キットやPCR検査費は補助対象となりますか。

抗原簡易キットについては、基本的対処方針等に基づき、文部科学省から配布している抗原簡易キットの活用を優先することとし、**それでもなお不足するものに限り補助対象**となります。

PCR検査については、学校で感染者が発生した場合、行政検査が行われることが想定されますが、当該検査の対象とならず、**設置者や学校が教育活動の継続のためにやむを得ず同検査を必要とする場合には、その費用を補助対象として差し支えありません**。

地域の感染状況等に応じ、必要な学校の感染症対策に幅広く活用いただけます。

学校設置者において費目や用途を限定しすぎることなく、可能な限り各学校の希望に沿うよう運用ください。20

学校等欠席者・感染症情報システムの充実

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.4億円
2億円)



文部科学省

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「**文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る**」ことが示されている。
- 日本学校保健会が運用する「**学校等欠席者・感染症情報システム**」は、感染症で欠席する児童生徒等の発生状況をリアルタイムで把握し、情報共有できる仕組みであり、**新型コロナウイルス感染症に対応**するための改修も実施済。
- **感染症情報システムの加入率を早期に向上させ、効率的な運用体制を構築**することが必要。欠席者情報の重複入力を解消し、より広く状況を把握するしくみを整備するため、**各学校の校務支援システムとの連携強化が課題**となる。



(表示イメージ)



(入力イメージ)

事業内容

新型コロナウイルス感染症にも対応した学校等欠席者・感染症情報システムと各学校の統合型校務支援システムとの連携に係る本格運用を推進し、より効率的で精度の高い感染状況等の把握を実現する。



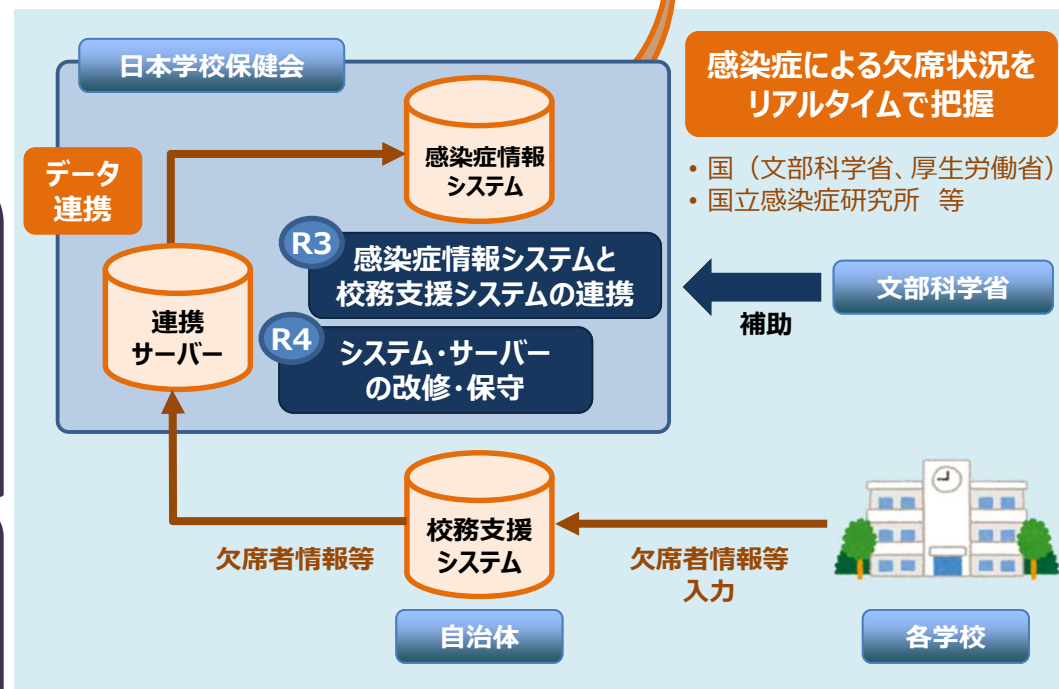
1 システム・サーバーの改修・保守

感染症情報システム・連携サーバーについて、必要な改修・保守を行う。

対象	内容
感染症情報システム	◆ 各種届出様式の共通化に伴うシステムの改修 ◆ サーバー、連携プログラムの保守
連携サーバー	◆ 感染症連携の標準仕様への対応のための改修 ◆ 連携サーバーの保守、クラウドサーバーの利用

2 普及啓発

- システム連携の普及のため、自治体向けマニュアルを作成し、説明会を実施する。
- システム連携に係る問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設ける。



期待される効果

感染状況の効率的な情報収集により、学校における集団感染等を早期に発見・探知し、国の感染症対策に活用する。

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額

5億円
2億円)



趣旨・背景

- ✓ 個人の健診情報や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、生活習慣の改善や必要に応じた受診、医療現場での円滑なコミュニケーションに役立てるため、**政府全体でPHR（Personal Health Record）を推進する方針**
- ✓ 乳幼児健診では既にマイナポータルを通じた閲覧がスタートしており、学校健康診断（学校健診）についても早急な仕組みの構築が必要
- ✓ 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和4年度中に学校健診情報を電子化し**、他の健診情報と一覧性を持って提供できるよう取組を推進

事業内容

1

校務支援システム導入校におけるPHRの推進

校務支援システム導入済の学校においてPHRを本格的に実施するため、学校健診情報を保管する**PHRサーバーを構築**するとともに、PHRサーバーからマイナポータルに情報を転送するための**民間送達サービスを導入**

2

校務支援システム未導入校における学校健康診断情報の電子化等に係る調査研究

校務支援システム未導入の学校においてもPHRを実現するため、**未導入校における健診情報の電子化及びPHRサーバーへのアップロードに係る調査研究**を実施

3

パブリッククラウド型校務支援システム導入校におけるPHR実現に係る調査研究

様々な形態の校務支援システムに対応できるよう、**パブリッククラウド型校務支援システムからPHRサーバーへの学校健診情報の転送に係る調査研究**を実施

4

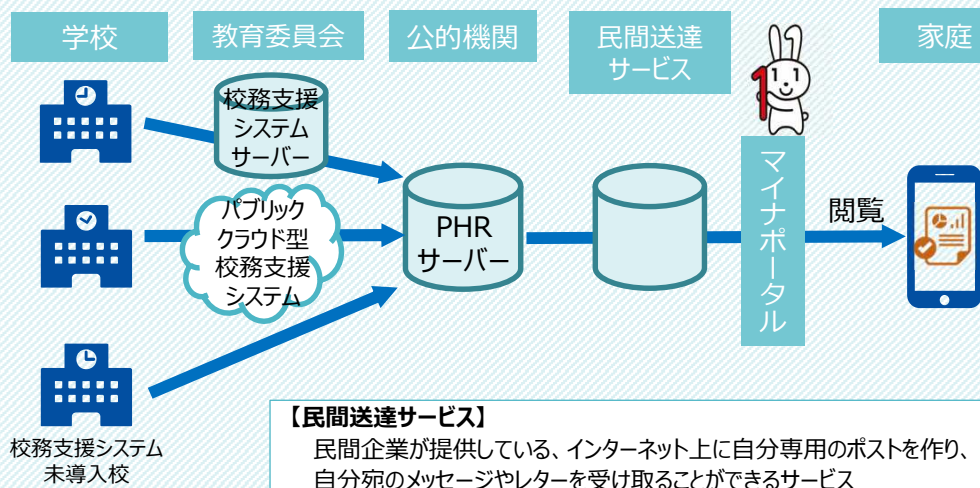
大学等における学校健康診断項目の標準化に係る調査研究

大学等においてPHRを効果的に実現するため、各学校でばらつきがある**大学等の健診項目の実態を把握するとともに、健診項目の標準化に係る調査研究**を実施

成果

- ✓ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）など政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りつつ、**学校健診について効率的・効果的なPHRを実現**
- ✓ 学校健診情報を本人や家族が時系列で簡便に確認できることにより、**日常生活における個人の行動変容や健康増進につながる**
- ✓ 病院等の医療現場で学校健診情報を提供することにより、医師等との円滑なコミュニケーションが可能となり、**より適切な治療が期待できる**

実施イメージ



箇所数・
単価

1 箇所 513百万円

委託先

民間事業者等

委託対象
経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

児童生徒の近視実態調査事業

令和4年度要求・要望額 0.6億円
(前年度予算額 0.4億円)



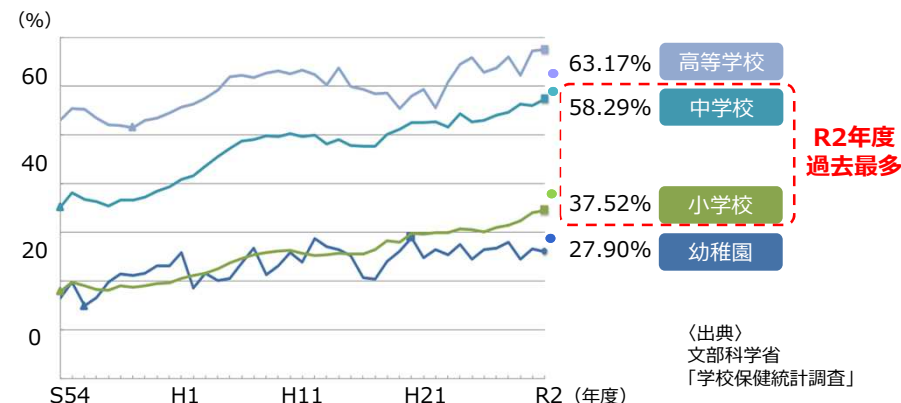
背景・課題

- 学校保健統計調査において裸眼視力1.0未満の者が過去最多を更新し続けている。
- しかしながら、我が国では、健康診断で児童生徒等の裸眼視力のみを測定し、近視か遠視かなどのデータが存在しないため、対策も取られていない現状である。

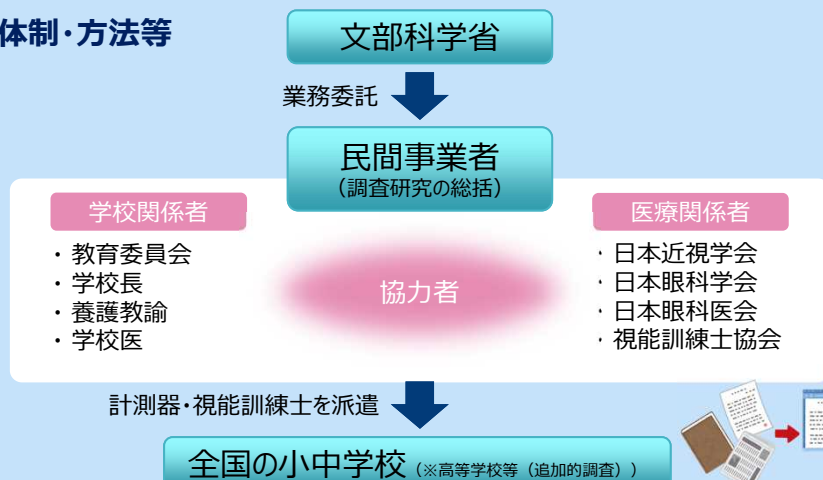
事業概要

- 医療関係者等の協力の下、視力低下が進行する時期となる小中学生を対象に、視力の実態について詳細に把握するための調査を行い、有効な対策を検討する。
- 令和3年度事業における調査対象者であった中学校卒業者についても引き続き追加的調査を行うこととし、縦断的に状況を把握する。

裸眼視力1.0未満の者の割合の推移



実施体制・方法等



全国の小中学校で5～6月に調査実施

- 調査対象：小学校1～6年生、中学校1～3年生
各学年1,000名程度（合計約9,000名程度）
令和3年度事業における調査対象者であった
中学校卒業者1,000名程度

毎年実施される
健康診断の視力調査 +

**測定装置による遠視・乱視・近視
の程度、眼軸長などを測定**
(測定値は本人にも返却)



調査結果の集計・分析

- 視力低下の詳細（遠視・乱視・近視）を明らかにし、有効な対策を検討

児童生徒の近視の実態やライフスタイルとの関連等について明らかにし、効果的な啓発を行うことにより、児童生徒の視力低下の予防を推進する。

対象校種

全国の小学校、中学校、
高等学校等（追加的調査）

委託先

民間調査研究機関等

箇所数 単価

1箇所 59万円程度

委託 対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、
印刷製本費、消耗品費 等

背景

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、中学校の全面实施（令和3年度）・高等学校の年次進行実施（令和4年度）に向け、学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題

- ① **教員のがんについての知識・理解が不十分**
健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
- ② **がん教育の全国への普及・啓発が必要**
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。
- ③ **外部講師の活用体制の一層の充実が必要**
がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

新学習指導要領に対応したがん教育の実施

事業概要

1 新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

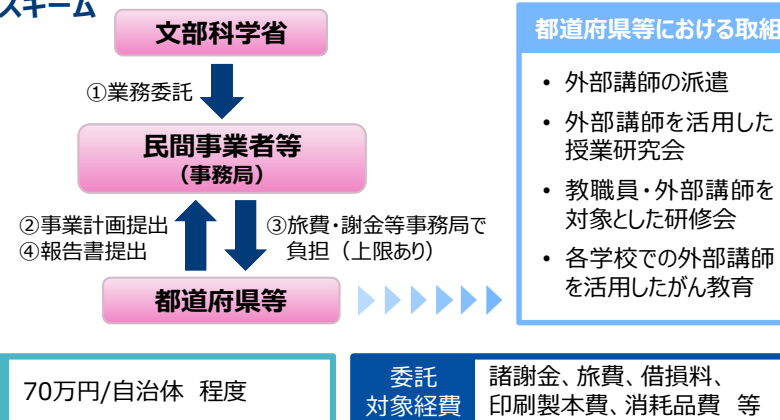
- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催
- がん教育の充実に図るために医師や教育関係者等の有識者からなる「がん教育」に関する懇談会を設置

2 地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する。

- がん教育に関する教材の作成・配布
- 外部講師によるがん教育の実施
- 外部講師名簿作成、活用体制の整備

事業スキーム



成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

背景・課題

脊柱側弯症とは

- 脊柱（背骨）が横（側方）に曲がった（ねじれた）状態。
- 進行すると、側弯変形による心理的ストレスの原因や腰痛や背部痛、呼吸機能障害、まれに神経障害を伴うことがある。
- 思春期の女子に多く発症。



学校保健安全法第13条に基づく健康診断における脊柱の検査

- 家庭による保健調査票等の情報を参考に、学校医が視触診等により、行う。学業を行うのに支障があるような疾病等が疑われる場合は、医療機関での検査を勧め、専門医の判定を待つ。
- 一部の自治体においては、視触診ではなく、専用の検査機器を用いた検査を行っている。



検査機器を用いた脊柱側弯症検診の児童生徒等へのメリット

- 客観的根拠に基づく、より正確で、均質な検査の提供
- デジタルデータによる、経年比較、精密検査機関へのスムーズな連携
- 早期発見・治療による、負担軽減

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針*

学童期及び思春期における保健施策として、「学童期における側弯症などの疾病を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」としており、学校健康診断における、より正確な脊柱側弯症検診のための仕組みづくり及びその導入は、喫緊の課題である。

*令和3年2月9日閣議決定

事業内容

概要

脊柱側弯症を学校健康診断で早期に発見し、支援につなげていく環境を整備するため、検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みについて、調査・実証研究を行う。

また調査・実証研究の結果を踏まえ、全国の自治体の新規導入の指針となる検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みを構築する。

体制

文部科学省

業務委託

民間調査研究機関等
(調査・実証研究総括)

調査対象・実証実施

市区町村教育委員会

学校

- ◆ 校長・養護教諭
- ◆ 他の教職員
- ◆ 学校医

研究協力

- ◆ 日本医師会
- ◆ 日本学校保健会
- ◆ 日本整形外科学会
- ◆ 日本側弯症学会
- ◆ 検査機関 等

委託先等

委託先	民間調査研究機関
調査対象・実証実施	2、3自治体程度
主な経費	人件費、諸謝金 等

※自治体は、市区町村単位の参加とする。

成果

検査機器を用いた脊柱側弯症検診を新規に導入しようとする自治体の指針となる仕組みの構築

市区町村の教育委員会、学校、市区町村の医師会、学校医、医療機関、家庭それぞれの役割と連携

検査機器を用いた脊柱側弯症検診の手順

検査画像の判定、受診勧告

内容

1 調査研究

- ① 先行導入自治体における仕組みや成果、課題を調査・整理
- ② 実証実施自治体を含む全国の未導入自治体を対象に、今後の導入希望、その理由を調査・整理

2 仕組み(案)の構築

検査機器を用いた脊柱側弯症検診の効率的な実施方法を検討

3 実証研究

- ① 構築した仕組み(案)に基づき、実証実施自治体において、その有効性を実証
- ② 実証の結果に基づき、仕組み(案)を改善